

**引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費**

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

898,545 千円

(歳出) 社会保障施策に要する経費

19,932,848 千円

(単位:千円)

施策区分	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	社会福祉事業	81,239	681		35,916	44,642
	高齢者福祉事業	297,406	5,566		20,767	271,073
	障害者福祉事業	2,882,992	1,932,658		30,688	919,646
	児童福祉事業	1,460,421	532,591	11,000	12,413	904,417
	保育所事業	356,180	6,020		132,225	217,935
	児童措置費	6,797,130	4,131,102	57,300	273,505	2,335,223
	生活保護扶助事業	1,502,370	1,128,443		15,002	358,925
	災害復興支援事業	2,253	138			2,115
	小計	13,379,991	7,737,199	68,300	520,516	5,053,976
社会保険	国民健康保険事業	656,603	358,053			298,550
	介護保険事業	1,863,929	54,486			1,809,443
	後期高齢者医療事業	1,808,901	235,635		69,820	1,503,446
	小計	4,329,433	648,174	0	69,820	3,611,439
保健衛生	保健衛生事業	22,157	578		16,783	4,796
	母子保健給付事業	119,356	5,340		803	113,213
	救急医療対策事業	4,121			486	3,635
	保健センター事業	68,200			6,853	61,347
	病院事業	1,519,898			765	1,519,133
	地域医療・医師確保対策事業					0
	疾病予防対策事業	352,244	14,992			337,252
	保健活動事業	137,448	10,341		13,934	113,173
	小計	2,223,424	31,251	0	39,624	2,152,549
合計	19,932,848	8,416,624	68,300	629,960	10,817,964	

一般財源のうち社会保障財源化分 **898,545**

※1 社会保障4経費とは、消費税法第1条第2項に規定する経費で、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費のこと。

※2 上記経費は、事務費や事務職員の人件費を除いたもの。